

皇學館大学と三重県教育委員会との連携協力に関する協定書

皇學館大学（以下「大学」という。）と三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と教育委員会が、教育に関して相互に包括的な連携協力を行うことにより、三重県の教育及び大学における教育・研究の充実、発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 大学と教育委員会が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- （1）大学における教員養成の充実に関すること
- （2）相互の教職員の資質能力の向上に関すること
- （3）相互の教育活動への支援に関すること
- （4）高校教育と大学教育との接続に関すること
- （5）学校における体育・スポーツの支援に関すること
- （6）社会教育の充実及び文化財の保護に関すること
- （7）その他大学と教育委員会が必要と認める事項

（連絡推進会議）

第3条 前条に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置し、両者が協議するための場として連絡推進会議を開催する。

（経費）

第4条 第2条に定める項目の実施に要する経費は、両者の協議により決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期限は、平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、大学と教育委員会のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後の扱いも同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、大学と教育委員会が協議して定めるものとする。

2 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、大学と教育委員会は協議してその解決を図るものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書は2通作成し、両者が署名の上、各1通を保有する。

平成27年 3月20日

三重県伊勢市神田久志本町1704番地
皇學館大学
学長

三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会
教育長

清水 潔

山口 千代己